

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號四第 卷五十五第

月十年七十和昭

## 論叢

乘數理論の問題……………文學博士 高田保馬

ナチス的人間像について……………經濟學士 中川與之助

伊太利勞働體制の特徴……………經濟學士 大塚一朗

資本形成の過程……………經濟學士 中谷實

## 時論

大東亞日本の確立と大家ダイヤの論理……………經濟學博士 石川興二

## 研究

近世絹織業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

佛領印度支那の關稅問題……………經濟學士 河野健二

## 說苑

國家經濟會と大島貞益……………經濟學博士 本庄榮治郎

## 附錄

彙報

# 伊太利勞働體制の特徴

大塚 一朗

## 一 序 言

一切の敵對勢力を徹底的に擊碎し、併せてそれと不離一體の關係にて、大威威の下に自らその大盟主たる大東亞共榮圈を確立することが、皇國現代の中心の最高課題である。此の課題の解決を完遂する爲に、第一線の善戰及び建設に呼應して、國內總ての機能域にある諸力諸要素が、悉く右と同じ目標を焦點として精集し、その體制下に於て、夫々最高度の效果的活動力を發揮せなければならぬ。即ち、政治に、經濟に、思想に、文化に、厚生に、國內生活の凡有る方面に於て、雄渾なる大東亞戰線が強力に展開されねばならぬが、就中、直接に物的方面に着眼してその第一線となる生産機能的部門の任務は、現代戰を戦ふ凡ての國に共通の事情ながら、我國にとり特に極めて重大な意義を持つのである。我が正面の敵、米英はその尅大な支配圈内の強力なる生産力施設と物質的天恵とを自負して、世界殊に東亞を威嚇し壓迫して今日に至れるものであり、開戰半年に滿たずして既に早く全東亞の區域からその久しき極要戰略的基點を皇軍の武威によつて略ぼ搦定し盡されたる現段階にも、なほ依然としてその經濟力特にその生産力をたゞこれ恃み、なほ億くも萬一に大規模の軍事的反擊を僥倖せんとして、その機會を狙ふ野望を逞しくしてゐるものである。端的にいへば、今や彼等に於ける作戰謀略上の唯一ならずば少くとも最大の基本問題は、確に彼我相互の戰時生産力の比較であらうと推論され得る。

かくて、今後戰爭を通じて敵陣營を完全に粉碎し屈服せしむる爲には、彼が自ら唯一の戰略的要衝として依據せんとする生産力戰線に於てもまた我が總國力直接にいへば我が國家的生産力が克く徹底的に激勢力を制壓し、以て速にその野望と蠢動とを根底より封鎖、擊滅することに成功しなければならぬ。而して此の戰爭段階こそは正に今日より始まるといふべきものである。勿論、彼我生産力戰は大東亞戰爭の今日までの段階に於ても激しく闘はれて既に絶大なる戰果を擧げたのであるが、それは同じく皇軍の手によつて成つたのである。これは、敵陣營に屬したる廣大なる南方資源圈が皇軍に占領されて逆に大東亞建設の基底化されたこと

を意味する。しかし、今後生産力戦は主として銃後國內にある固有の生産職場に於て、海を隔て、國境を越えたる敵陣營のそれに於けるものと相對し、無聲無色の砲彈彈雨を以て闘ひ抜かれねばならぬ性質のものである。此の生産力戦線に於ける戦力を直接、間接に制約する諸要素は、實に諸種多方面に岐れるのである。しかし、就中直接に決定的意義を有するものは、身を以て親しく生産職域に従業する各階層の勤勞者に於ける事情である。それは企業者、職員、一般勞務者等、凡てを包含し、一括して産業人といはるべき職能人に於ける事情である。具體的にいへば、産業人の數とその精神、體力、技術、而して最後にそれら諸契機の協力的活動の實現を支へ、且つ規定する社會的秩序である。これらのもの、中でも、特に最後のもの、意義が特殊の重大性を持つてある。産業人の數も、また箇々産業人の諸資質も、それが現實の産業職域を場所にして總體的に如何なる生産的戰果を發揮し實現するかは究極に於て産業的勤勞の社會的秩序に規定されねばならぬ。今や、その職域階層の何たるかによらず、その身の勤勞を通じて、直接に生産職場に奉公する我が全産業人の生産的戰果如何が、大東亞戰爭の究極的成敗を決定する一重大契機たるべき戰爭段階に臨んで、産業人の責務と負荷の重きこと正に言語に盡くせぬものがあるとせねばならぬが、それに關聯して我が國生産戦線に於ける勤勞の社會的秩序の意義もまた正に至重至大といふ他はない。

箇々の生産的勤勞を構成する諸要素の全産業戦線に於ける總體的協力活動の實現を支持し、これを規定するところの社會的秩序を、一般的に勞働體制といはふと思ふ、かくて、大東亞戰爭今後の段階に於ける我が生産力戦線の成果、従つてまた我が國勞働體制の意義の上述せる如き比類なき重大性を思へば、必然的に我が現在の勞働體制の整備實質の價值檢討が更めて問題になるべき理由があると思ふ。蓋し、我が國の勞働體制は日支事變勃發後、數年間に序を追ふて時局即應の線に沿へる變化の一途をたどり、一昨年末以來に於ける大日本産業報國會の最後の整備を経て今や既に往時のそれに對して全面的、劃期的なる革新を遂げてゐるのである。しかし、今一層立つてその内容をたづねてこれが細部に涉る具體的事情の考察を試むる人であるならば、我が國の革新的勞働體制に於て更に一段の修理固成を要する餘地が諸點、諸方面に存する現状なることを、誰も否み能はぬと思ふのである。所謂勤勞新體制の問題が現下産業人の擔ふ重大負荷に完全に應へ得るやうに既に全く事實的に解決し盡されてゐるとは、正直に物を考へる誰もが高言し得ぬところであらう。この場合に、我が現在の勞働體制の内容を更に一段と修理固成し、これをして大東亞戰爭下の我が生産戦線の重大負荷の達成に對して完全に寄與し得るものたらしめんとする構想に際しては、我國のそれと比較對象し得べき他國のその内容にたづね入ることが一つの用意として有益である。このことは敢て無批判に外國のものを模倣する爲ではなくまた漫りにそれを他山の石視する目的に出づるのでなく、ただその間に自ら與へらるべき諸般の示唆が、我が國のそれに固有に備

はるべき眞實の姿の著想に刺戟を與へるものとして、これに豐な意味を認めることが出来ると思ふ。右の目的に對して先づ第一にとり上げらるべきものは、獨逸及び伊太利の勞働體制である。これらのものは、その根本的性情が米英的自由主義のそれではなく、又ソヴイエツト的共產主義のそれでもない點に於てのかぎり、我國現在の勞働體制と一脈相通するところを持ち、我國現在のものの具體的なる修理固成に對して最も直接的なる示唆を與へ得るのである。しかし、獨逸の勞働體制は、我國でも既にかなり詳しい紹介や立ち入った研究が行はれてゐる。それに比較すれば、獨逸のそれと相通するものを持ちながら、しかも相當に顯著なる相異點を有して明確なる特殊の個性を示してゐる伊太利勞働體制の紹介、研究は決して充分とはいへないのである。ここに我國現在の勞働體制を我國固有の原理に從つて更に一段と修理固成する爲の構想といふ根本動機に促されて、伊太利勞働體制の特徴について考察しやうと思ふ所以である。

## 二 ファッシズム經濟觀の本質

伊太利勞働體制はその根底をファッシズム經濟觀においてゐる。一層適確にいふならば、ファッシズム經濟觀の中に織込まれて、そこで特有の性情を與へられてゐるところの勞働觀が、伊太利勞働體制の基本的要素になつてゐるのである。伊太利勞働體制の制度的、外容的要素は伊太利勞働體制の奥に潜在してゐるところの固有の勞働觀に制約せられ、またその實現を支へる爲の社會的機構として定められてゐるものである。その意味で、伊太利勞働體制の内面的理解を得るには、それに固有の勞働觀を、從つて、遡つては、更にその基本的母胎たるファッシズム經濟觀の本質を先づ把握する必要がある。

ファッシズム經濟觀の本質は、これによつて制約され秩序づけられてゐる伊太利經濟制度の形態から歸納的に判斷することも出来るのであるが、また別に、ファッシズム制度の創設者、乃至はその運動の理論的指導者の言論を通じ、或は伊太利の經濟及び勞働を全面的に規律する基本法上の原理的宣言等を見て、直接にそれに觸れる

ことが出来る。この方法によつて窺ふに、ファッシズム經濟觀の本質的特徴は、國民生活の全體を涉つてそこに展開する經濟的地位が凡て究極的には國家そのものの利益を中心の歸嚮點とするところに定められ、一律的に國家の利益を決定の基準として批判せられ、意義づけられるものとされるところに見出される。歴史的事實としてのファッシズムが自由主義とソヴィエット主義との二つの現實的社會勢力に對する對抗的第三勢力として勃興したものであることの必然的結果ではあるが、上述の如き經濟根本觀の思想的內容は、自由主義的見解と社會主義的見解との兩者に對し、對蹠的に異質性のものである。このことは、ファッシズム運動に於ける最も有力な理論的指導者となつたロッコ (Rocco, A.) によつて、直接明白に言明されてゐる。<sup>1)</sup> 本來、遡つてファッシズムの國家觀、國民觀が自由主義並びに社會主義のそれに對して全く異質性のものである。

實踐そのもの及び實踐方法的原理として、自由主義と社會主義進んでボルシェヴィズムとは、互に對角的關係を以て激しく衝突するけれども、その世界觀的究極目標に於て兩者はもと不二體の地盤聯帶關係を持つてゐる。これによつてその究極目標の實現を期せんとする社會的方法に於てこそ、互に正面的衝突の關係にありながら、その根源的思想に於て右の兩者が同根性のものであることは、此の際極めて重要なことである。兩者はその根柢に於て個人を最高の價值とする世界觀を堅持し萬人最大の幸福を實現することに究極的實踐目標を持つてゐる。かくて、兩者に於ては、これが内部的結合を媒介し、その紐帶的要素となるものの性質差によつて定まる社會の範疇別は如何ともあれ、凡そ社會であるならば、それらは凡て夫々の各時代に共存する多數個人の總員集合的生存といふ平面體的、機械的構造のものに過ぎないのである。國家もまた、時代の特定數生民を究極的構成要素とする特殊の社會的組織體に他ならぬものとせられ、その本來的存在意義はその構成員たる個人の利益に役立つところにあるものとされるのである。従つて、個々構成員の究極目的以外に國家自體の爲の目的なるものがあり得ないとされ、具體的には、内外多様の攻撃に對して、國家内容たる社會の従つて、その構成員たる個人の幸福を防衛することが國家の固有目的であるとされる。即ち、自由主義と社會主義とは、夫々の主張する社會的方法に於て相對立し、従つて實踐的勢力として互に闘争するけれども、個人を最高價值視する世界觀に於て不二體のものであり、共に國家を個人の幸福の實現手段に過ぎないと見るのである。既存の現實國家に對

1) Richter, S., Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit und die Carta del Lavoro, 1937, S. 10.

2) Cf. Welk, W. G., Fascist Economic Policy, 1938, p. 33.

する見方に於てこそ兩者の間に大なる差異があるけれども、少くとも、理念としての國家の本質的意義に關して、究極的には共に右の如き見方をする點に、兩者の軌を一にするものがあるといへる。

ただ、自由主義は個人の幸福、從つて社會總員の經濟的利益は個人の自由活動の保證によつて最もよく實現されるとし、國家は社會各成員間の個人的自由活動の調整に必要不可避なる最小限の範圍に自らの権力的干渉を制限すべきものとするのである。個人と國家との間の關係の問題に關する右の如き根本觀に基いて、自由主義に於ける私有財産制度の先天的合理性の主張が生れるのである。これらの點に關して社會主義の見解は右と峻しく對立する。社會主義は社會總員の個人の幸福、從つて又その經濟的利益が社會に於ける生産を原則的には凡て國家の手で管理統督することによつて最もよく確保せられるとし、その建前から、私有財産制度はたとへこれを全廢せざるまでも、可能的最小限度にこれを縮少すべきものと主張するのである。世界觀の究極價值に關して、自由主義のそれと本質的同根性の社會主義が、社會の經濟的構成に對する方法觀に於て自由主義と右の如く對立するに至るのは、既成の社會經濟的構成の實相に對してなされる世界觀的價值批判に於て、社會主義のそれが一層峻嚴であり、一層徹底的なものであることに基くのである。即ち、社會成員間の關係が自由、自助に放任されるならば、社會成員間の勢力殊に經濟的勢力の不平等状態が不斷に且つ不可避的に増大し、かくてそこには必然的に個人間の搾取、支配の關係が成立して、社會總員の可能的最大幸福は、得て實現し難きものになるとは、社會主義による自由主義的經濟構成觀に對する批判である。ここに、私有財産制度の原則的廢棄と國家の手による生産の直接的管理といふ社會主義的經濟構成方法觀の基礎づけられる根據がある。社會經濟的構成方法觀に於て自由主義と社會主義とは以上の如くに、互に相容れぬ立場にある。しかし、既にいへる如く、兩者はもとその世界觀に於て根柢的に相繋るものを有し、從つて國民生活全體に涉る經濟は凡て個人の幸福を中心の基準とする立場から意義づけられる點に於て、互に全く同質性の關係にある。フアツシズムの經濟觀の本質はそれらと全く質を異にしてゐる。

而して、フアツシズムの濟經觀は根源的にはその特有の國家觀から導き出されるものである。かくてフアツシズム經濟觀の本質を把へるのには、その國家觀の本質を開掘しなければならぬ。自由主義と社會主義とに於ては上述せる如く、國家は個人の爲にあるとされる。然るに個々の人民と國家との間の地位的關係がフアツシズムに於ては恰も右と逆に考へられてゐるといへる。それがフアツシズム特有の國家觀の要素になつてゐるのである。

凡そ、權力的組織であるといふことの一點だけは、凡有る國家に共通の一屬性なつてゐるといへるのだが、而も具體的にとりあげられた國家の概念といふことになると、思想的にも、また事實的、歴史的にも甚だ多義、多様である。而して、ファッシズムの國家觀は自由主義及び社會主義のそれに對して、殊に極めて顯著なる特異性を示してゐる。

ファッシズム國家觀の本質を公式に且つ最も端的に宣明してゐるものは、一九二七年四月のファッシスト黨大會に於て設定されて、爾後伊太利の經濟及び勞働に關する秩序の根本法となつた所謂勞働黨章(Carta del Lavoro)の第一條及びファッシスト政治原理に關するムッソリーニの演説<sup>2)</sup>である。それらによれば、先づファッシスト國家は全體としてのイタリア國民の現實的具象體であつて、かゝるものとしてのイタリア國民はその構成要素たる個人またはその如何なる集團よりも、その力及び持続性に於て優越し、自己の固有の目的、生命及び活動手段を具有する一有機的構成體である。即ちイタリア國民は文化的、政治的、並びに經濟的統一體であるのだが、その具體的に顯現したるものがファッシスト國家となるのである。かくて、凡そイタリア人民の力と希望とは、それが個人のものであつてもまたその集團のものであつても、總て残りなく國家の中に織込まれ、吸収されてゐるのであり、又イタリアの政治、經濟、文化は悉くイタリア國家の生命的要素としてのみ意義を有し、かゝるものとして國家に繫る統一的關係の中に於てのみその實現を可能ならしめられるものである。ファッシズムに於ては現世の人間のなるもの一切はただ國家ありてこそのものであつて、國家が無ければ、その意義もその存在も皆無である。個々の部分的要素乃至現象に對してかくの如き關係にあるファッシズム國家は、イタリアに於ける唯一の政黨たるファッシスト黨の政治力と信念とを基本的紐帶として形成されたる一の特有なる全體社會にして、

1) 邦譯、下位春吉、ファッショ政體に於ける勞働政策、82頁以下。  
獨譯、Rempke, H., Das Wirtschaftssystem des Faschismus, 1930, S. 117 ff.  
英譯、Welk, W. G., Ibid., p. 287 et seq.

2) Welk, Ibid., p. 38.

ファシスト黨は一切の部分的、對立的利害を超越したる立場にあつて、凡ての者を共同的聯帶組織に結合する。そのファシスト黨の實質的 highest 權は獨りムツソリーニの手中にあるのだから、具體的には現段階のファシスト國家はムツソリーニその人を以て究極的結合因とする全體社會であるといふことが出来る。

ファシスト國家は一の全體的構成體であるのだから、イタリヤでは一切のものがファシスト國家の内容たること以外にその存在の場所を與へられない。『國家の外にあるものはなく、國家に對抗するものはなく、凡ては國家の爲にある。』<sup>2)</sup>

ファシストにとつて國家は最早單なる、個人の安全、幸福の爲にある社會的防衛具ではない。國家は自らの生命を固有し、自己の獨立の利害と目的とを持つ超個人的大實在である。個人の生命は生滅流轉し、その持續的展開は短く限界されてゐる。然るに、國家は一時代の現實的制限を超越して過去に連り、更に一層重大な特徴であるが、未來に繋つて流れて行く。ファシズムにとつては國家は單なる個人の集合ではなく、況や個人を守る容器ではない。國家は個人を含むけれども、更にこれを超えたる獨立の有機的構成體で、固有の持續的生命を持つのである。

かくの如き國家觀の前に立てば、自由主義や社會主義に於ける如くに、國家が單なる個人的幸福の用具ならざるは必然の歸結であつて、ファシズムに於ては逆に個人は國家の爲にあるとされる。即ちファシズムは個々の人民の權利といはれるものは究極的には國家そのものの權利に從屬し、又個人の幸福といはれるものは、必要に應じ、國家従つて全體としての國民の幸福の爲に捧げられねばならぬとする。國家、國民が究極的目的存在であるのであつて、個々の人民はいはゞそれに對する手段的存在と見られるのである。國家と個人との間の地位的

1) Bernh rd, L., Der Staatsgedanke des Faschismus, 1931, S. 3.  
2) Heinersdorfe, U., Das Arbeitsverh ltnis im F. recht. 1930, S. 1.



關係に關する上述のファツシズムの論理は個人の權利、自由といふことに就て必然的に自由主義及び社會主義とは異つた獨特の性格づけをし、これに對して特有の處理方法をとるのである。凡そ國家の利益を基準としてその意義を決定し、その意義に従つて或は認容し、或は制限する。これを自然權視することもなければ、又これを原理的に否認することもしないのである。

既に見たところから明なる如く、ファツシズムに於て、國家は絶對價値の主體であり、且つ同時に最高の全體の統制者である。凡ての人生關係と一切の人生機能とは、國家の利益を基準としてその價値を批判され、國家の判斷及び力によつてその在り方を決定される。凡そ人生現象にして事の大小如何に不拘、その意義及び在り方に就て國家が無關心であり能ふものはないのである。就中、經濟的人生現象はファツシスト國家がこれに對して最大の關心を置く對象である。這般の事情は次の如きロッコの言葉によつて極めて端的明白に語られてゐる。即ち「ファツシズムは、經濟上の諸問題を凡そ個人的立場に於ける必要、利害、並に解決に委附しておかない。全く反對である。經濟的諸發展、殊に富の生産は重大なる國家的問題としてファツシズムの注目するところである。國家の力と繁榮とが富を不可缺の要素たらしめるからである。」<sup>1)</sup>經濟問題一般に對するファツシスト國家の態度が以上の如きものであるとして、私有財産制度乃至私企業並びに勞働、資本の關係はファツシズムに於て如何に見られ、如何に規定されてゐるか。これが次の問題である。

第一に、ファツシズムに於ける私有財産乃至私企業への態度を取上げやう。國家、國民の利益を最高の基準とするファツシズムの立場に於ては、傳統的自由主義が經濟的自由と私有財産制度とを原理的價値視し、絶對的敎說視して主張し擁護せる箇人主義的態度が根本的に否認せられるのは勿論である。しかし、此の際吾々はファツ

1) Welk, W. G., Ibid., p. 36.

シズムがこれらの問題を凡て便宜、手段の問題として取扱ひ、それ自體の原理的價値問題としてこれが採否を決定しないといふことを知らねばならぬ。かくて、ファツシズムの現段階は、通常の事態に於て私有財産制度と私企業とが最も有効に且つ有益に國家、國民の利益を促進する用具であると認め<sup>1)</sup>簡人的創意と簡人的利益追求心が生産及び分配に關して國家の利益を保證するに役立つ手段であると考へてゐる。ただ、それらの經濟機構は「自由の理念」の尊重に基いて無制限に認められるのではなく、單なる便宜、手段としてのみその存在を許されるものであるからこの限界を超え又はその固有機能を果さざる場合に、それ等に對して國家の干渉、制限が加はることはいふを俟たない<sup>3)</sup>。

ファツシズムは、かゝる限界逸脱の危險を多分に認め、これに對して大規模の統整機構を設けてゐる。しかしたとへ、便宜、手段の意義に於てでも、從つて又國家の根本法上に私企業者の國家に對する責任を明記する關係に於てとあつても、私有財産制度、私企業、競争制度等が認められて、國家自らが直接の主體となつて生産を營まざることを原則としてゐるのであるから、その態度は社會主義的方式ともまた異なるものである<sup>4)</sup>。

第二に、私有財産と私企業とが廣く認められてゐる制度の上で勞資間の相對的關係に關するファツシズム的秩序は如何に規定されてゐるか。勞働憲章は生産企業の活動方針を定めてこれを指揮する責任を擔ふものは生産企業の組織者（企業者、雇主）であると定めて、先づ經營内の秩序の決定に關する非民主主義的上級統率原理（Hierarchische Ordnung des Betriebs）を確立してゐる<sup>5)</sup>。しかしまた一方に於てファツシズムは勞働と資本とは共に生産要素であり、生産諸力の協力といふ關係を基礎にして兩者の間に相互的なる權利、義務が成立し存在するのである。即ち、勞働はファツシズムに於て私人的商品ではなく、凡そ企業に參與して勞働に従事するものは

1) 勞働憲章、第七條。  
2) Heinersdorfer, U., a. a. O. S. 1.  
3) 勞働憲章、第九條。  
4) Welck, W. G., Ibid., p. 35. 5) 勞働憲章第七條。 6) 勞働憲章、第七條。

その職域から見て技術者、職員、勞務者の別はあつても、凡て企業的生産過程の主體的協力者であると見られるのである。以上で、企業的生産過程に於ける勞資の基本的地位關係をファツシズムが如何に見るかは明かになつたのであるが、そこに勞資相互間の双務的獨立利益の存在が確認されてゐることは、社會的過程に於ける勞資關係の意義に關するファツシズムの見解を示唆するものであつて、ファツシズムの方式は如何にして兩者の利益を調和して、勞資兩範疇の生産要素の生産的協力を保證しやうとするのであるか。これは伊太利勞働體制の組織形態の問題であつて、以下にその要點を考察せねばならぬ。

### 三 伊太利勞働體制の機構的特徴

伊太利勞働體制の組織的形態は前項に考究せるところのファツシズム經濟根本觀によつて制約されてつくられてゐるのであるが、吾々は勞働憲章を成文的資料として端的にその機構的特徴を捉へることが出来るのである。

(イ) 勞資相互間の双務的利益關係は箇別的契約乃至經營内の團體契約によつてではなく、超經營的社會體制内に國家的保證を受けて對向的に組織づけられる勞資兩階級夫々の團體間の集團的契約によつて調整されることを原制とするのである。その爲の基本的機關としてファツシズムに於ては、一定の條件を附して、勞資兩階級が各種産業部門毎に超經營的機構を以て集團的に結集することを許し、且つこれに夫々の關係階級の利益を代表すべき公法的獨占機關たる地位を公認するのである。かかる階級的組織は職域組合(シングカート) (Sindacato, associazione sindacale)<sup>1)</sup>と名づけられる。

公法的機關として特殊の性格を附與されたるシングカート(職域組合)は一定の地域を基礎とし、超經營的階級

1) Heinrich, W., Faschismus, Staat und Wirtschaft im neuen Italien, S. 49.

別に勞資相岐れたる單位組合として結成される。その勞資別々の職域組合は常に國家の利益に適應することを基準とし、その制約の下で相互の間に團體契約を締結することはその基本的機能である。シンダカート間の團體契約は賃金、勞働時間及びその他の基本的勞働諸條件を定めなければならぬ<sup>1)</sup>。此のシンダカート間團體契約は、その私的契約的形式にも不拘、法的規範としての強制力を有し、關係の勞資兩階級成員に對しては、組合員たると否とによらず拘束力をもち、これが伊太利に於ける勞資兩階級間の關係を規律する基本的公道となるのである。かくの如くに、團體契約が伊太利に於ける勞資間關係の調整と協力との基本的手段であるとしても、それが單純なる自由主義的、私法的性格のものではなくして、その契約主體の成立及び契約の效力に對して強度の國權介入が存することは、吾々の最も注意を要する點である。

即ち勞資階級別職域組合としてのシンダカートは公認されたる公法的團體であつて、勞資夫々關係職域の成員に對してはそれが組合員たると否とによらず、シンダカートがこれを代表する權限を附與されてゐることは、シンダカートの基本的性格である<sup>2)</sup>。かやうにシンダカートの公的性格が濃厚なるにも不拘、たとへ外國人であつても、伊太利在任年數(最短十年)、その他の條件の適合するかぎり、その組合員たり得ることを認めてゐるのは、民族關係を重視する獨逸の勞働戰線組織と比較して顯著なる特色でなければならぬ。

シンダカートは、地方、縣、市、郡、町村等の各等級別行政區域を範圍にして、夫々單位組織的に結成されるが、更に一産業部門内單位シンダカートは全國的範圍に涉り勞資別々に連結して職域組合聯合會(Föderationen)を組織し、なほ二箇以上の全國聯合會が結合して、一定數の職域組合全國總聯合會(Konfederationen)をつくりあける仕組である。これは、全國的區域範圍に涉つて關係産業部門上の勞資關係的調整にあたる任務を持つてゐる。

1) 勞働憲章第11條は團體契約要素として具備すべき強制項目を規定してゐる。  
2) Reupke, a. a. O. S. 95.  
3) Welk, Ibid., p. 76.  
4) Welk, Ibid., p. 75.

なほ、勞資双方の各シンダカートは確に關係部門の關係區域内成員を代表する機關ではあるけれども、その活動は單なる階級的利害にのみ捉はれてゐることを許されてゐないのであつて、關係部門内勞資双方の各組合は、相互に協力して國家の利益に寄與することに最高基準をおくべき旨を要請されてゐる。

(ロ) シンダカートは超經營的關係に於て階級別的に組織される勞資双方の生産關係者が國家の利益を最高基準として相協力することを媒介すべき機關たること上述の如くであるが、伊太利勞働體制は國家奉公の爲の勞資間協力を一層高度に確保し、且つシンダカートに對する國家の影響を一層有效適切ならしむる爲に、シンダカートの外部に且つそれよりも機構上一層上級の性格を有する別の機關を設けてゐる。此の種の機關がシンダカートに對して異なる重要の一點は、それがシンダカートの如き公法的團體ではなくして、直接の官廳的國家機關たる性格を有するものであるといふところにある<sup>1)</sup>。

伊太利勞働體制に於て右の如くにシンダカートの外部且つ上級の地位に設けられて、シンダカートの國家本位的活動を強化し、保證すべき機能を課せられた機關の構成は三本建の仕組になつてゐる。一はその構成員關係から見て直接に各職域組合金國總聯合會に繋るところの單位統合體(コルボラチオーニ)(Corporazioni, Korporation) 二は統合體全國評議會 (Der Nationale Rat der Korporationen, the National Council of Corporations) であり、三は統合體省 (Korporationsministerium) である。

シンダカートの外部にあつて、伊太利勞働體制全體の機構上その上級の地位におかれる右一聯の機關の中で基礎的地位にあるものは、單位統合體である。單位統合體は、その全部を含む總體としては、原料の生産から始まつて生産物の販賣に至るまでの、凡そ國民經濟的再生産過程に關係する經濟活動的全部門を代表する縦斷的組

1) Heinrich, a. a. O. S. 78.

織たるべきことの原理に立ち、農、鑛工、商、金融、陸海空交通、通信、旅行斡旋、劇等娛樂提供など諸産業、諸事業部門凡てに涉つて組織され、今日それは總數廿二單位に岐れてゐる。これは統合大臣令によつて、その機能、組織、及び中央及び地方に於けるこれが職員權限を規定されてゐる。既にいへる如く、その法的性格は單位統合體は公法的團體ではなく、官廳的國家機關であるけれども、委員制組織形態を持つてゐる。委員は各産業、事業部門を代表する勞資の各職域組合總聯合會 (Konfederationen) より推薦される勞資双方同數の代表委員、若干の専門家、及びファッシスト黨代表者として成り、統合大臣がその議長となるのである。統合體令によつて定められた統合體の權能乃至その機能は極めて廣汎である。シンダカート間團體的勞資契約の基準要項、勞資双方のシンダカート間團體的紛議の調停など、凡そ勞資關係の諸問題のことのみならず、更にその他生産經濟的統制、價格の公定、及び政府諮問への應答等にも涉つてゐる。それが單に狹義の勞働體制的機關たるばかりでなく、更に廣く經濟政策的機關であり、伊太利の勞働政策と經濟政策とが此の統合體とふ機關を通じて、勞資兩階級の代表者、黨代表者、及び政府當局の三位一體の協力の下に、相互に密接な不離一體的聯絡關係を有する立案施策を保證されてゐることは最も注目すべき點である。

しかし、なほ統合體に就て注意すべきは、それが伊太利に於ける官廳的國家機關一般の共通性格として、その構成及び活動がファッシスト黨の完全なる支配權下にあるといふことである。委員は凡て黨員たる者に限られてゐるし、議長たる統合大臣が議事項目その他に關して統合體委員會議を統裁し、且又その會議による決議若くは採擇は中央統合委員 (Central Corporate Committee) (後述説明) の裁可を経て始めてその效力を發生するとされてゐるのである。されば、統合體の内部に於て黨及び政府當局の意見と矛盾する如き決議乃至採擇の成立すべき可能性

は始めから完全に防遏されてゐるのである。従つて統合體の究極的實質は表面上の機能範圍が極めて廣汎なるにも拘、一の諮問機關であるといふも過言ではない。

單位統合體は勞資双方の職域組合全國總聯合會を主要母胎とし、各種産業部門に分れて組織されること上述せるところであるが、更に、この單位統合體の上級機關として、統合體全國評議會が設けられてゐるのである。これは一九三〇年の改組後に於て、實に伊太利國家に於ける經濟統制並に經濟的協調の爲の最高機關になつてゐる。實にムツソリーニのいふ如く、それは伊太利經濟の總參謀本部である。各單位統合體の代表者、黨代表者並びに政府閣僚を成員として構成される。

統合體全國評議會總會の取扱ふ事項は、狹義勞働政策及び一般經濟政策の全部門に於て國家、國民の利害に關する意味の總ての問題に觸れるのである。かくて、勞資間關係の諸問題、生産諸部門間の經濟的協調問題、各産業部門内經濟諸問題等、凡てそれらの終局的決定は悉く此の總會の取扱範圍に入るのである。しかし、統合體全國評議會そのものの機構全體中には種々なる要素的機關を含み、右の總會もただその中の一機關に過ぎないのである。特に重要な實際上の最有力機關は中央統合委員會といはれるものである。此の機關は、元來は、總會休會中にこれに代るべき機關として設けられたものであるけれども、總て一般的に總會を代行すべき機能を附與されることになつた。これには關係の大部分、黨及び職域組合機關系統の最高幹部が參加してゐる。かくして、統合體全國評議會中央委員會は事實上伊太利勞働體制の最高機關として、勞働關係の諸問題に對し國家權力を強力且つ端的に影響せしむべき最有力の媒介機能をはたらくのである。ことに於て、伊太利勞働體制の非民主主義的色彩が最も鮮明に露出してゐる。

1) Welk, Ibid., pp. 144—145.

(ハ)同じく生産的要素として對等的意義を認められた勞資双方が平和的結合關係に於て協力的に國家利益に奉仕すべきことは、ファッシズム經濟觀より必然的に歸結される原理的要請である。しかし、一方またファッシズムは社會的過程に於て勞資双方が夫々特殊の利害を有する獨立の立場にあることを認める建前をとつてゐる。即ち、團體契約は右の勞資双方に於ける夫々の特殊の利害を相互間にて調整すべき基本的手段として、伊太利勞働體制上極めて重要な意義を認められた要素になつてゐる。だが、實際上は勞資間の團體契約が夫々の關係シングダカート間に於て常に圓滿に妥結せられるとは保證し得ない。そこに勞資のシングダカート間に勞働條件の決定を繞つて紛議を惹起する可能性があるとせねばならぬ。しかし、ファッシズムは此の種紛議に對して自由主義とは全く異なる立場をとるのである。即ち、自由主義の如くに、勞資間の紛議を單なる個人的乃至社會的性質の問題に過ぎずして國家はこれに積極的干與をなすべきでないとするのは、ファッシズムの態度ではない。かくて、勞働に關する紛議は、事の大小難易によらず、凡て同盟罷業或は工場(經營)封鎖等の如き何等かの私的實力手段によつてこれを解決することを嚴禁するのがファッシズム勞働體制の重要な一特徴になつてゐる。従つて、國家は必然的に、勞資間紛議の調停又は裁決の爲の合法的制度を整備せねばならぬことになる。それに就て整然たる機構を有することは指摘せらるべき特徴の一つである。

伊太利勞働體制上、勞働關係を繞る紛議はその取扱上に個人的紛議と團體的(職域組合間的)紛議とに二大別されてゐる。個人的紛議は先づ關係のシングダカートがその解決に當る。それで解決せざるものは、他の近親關係組合が参加したる構成に於て通常裁判の手續きに移される。

勞働紛議に關するファッシズムの特徴的處理方式は團體紛議に就て見られる。團體的勞働紛議の最後の解決機



關は勞働裁判所であつて、これは通常裁判所系統の外に別に設けられるものであり、勞働に關する此の種特別裁判所の施設は伊太利の勞働體制が他の凡ての諸國に先んじて、最も早く設けたものである。此の裁判的強制裁決は、ムッソリーニもいふやうに『凡ての調停活動が不成功に終つた場合にのみ、始めて利用さるべき最後の手段』とされてゐる<sup>1)</sup>。それ故に、その手段に至るまでの過程に依るべき手段として周到なる和解、調停の制度が組立てられてゐる。調停の第一段階は、紛議當事者たるシンドカートの所屬の聯合會又は總聯合會がこれに當るべき任務を負うてゐる。なほ解決せざる紛議問題は統合體省に提出せられ、その手を通じて、關係の統合體(コルポラチオーニ)の調停作用に附せられる段取である。最後に、なほ解決せざる問題が始めて勞働裁判所にかゝるのである。

(二)勞働者に對する教育及び養護の爲の超經營的大規模組織を有することは伊太利勞働體制の一重要特徴である。即ち、先づ勞働者の職域組合は所屬成員たると否とによらず、これに代表される全員に對して、教育、指導就中職業教育を授けべき義務を擔ふのである<sup>2)</sup>。しかし、全體主義國家の本義に導かれて、伊太利國家は勞働大衆の國家に對する忠勤的效果を可能的最高度に向上せしむる爲に、自らの責任と資金とを以て、別に大規模の勞働者養護組織を施設してゐる。それは一九二九年五月一日の勅令を基礎にし、『勞働者の肉體的、精神的、道德的能力を發達せしむる目的』を以て、國家自ら設けるところの『勞働餘暇の爲の國民事業組織』(Opera Nazionale Dopolavoro, National Leisure Time Organization)である。この組織はその機能から見て類似組織たる獨逸の K. D. F. 即ち、歡喜力行團 (Kraft durch Freude) に對比すれば、その法的性格と經濟的基礎とに於て異つてゐる。即ち、右伊太利の組織は民營事業體ではなく、公法的營造體であつてその經費は國家豫算がこれを負擔してゐる。施設の

1) 沼島武雄、國民組織と勞働組織、206頁。

2) 勞働憲章第30條。

對象とされるものは、唯一般勞務者に限られて企業者、雇主はその範圍に入らない。事業内容は一般勞務者にして正規の手續を経て該組織の會員となれる者に、智的、道德的、職業的教育を授けることを始めとし、更らに體鍊、旅行、觀劇、映畫、音樂、病院、保養所、諸救護等に關して會員の厚生福利を増進すべき事業乃至施設を運営するのである。要するに、勞務者の勞働外生活の強化改善の爲の廣汎なる事業を大規模且つ綜合的に行つて、伊太利國民、勞務者の國家奉仕能力を涵養、向上せしめんと目的を狙ふのである。右の施設はムツソリーニがそれは「ファッシズムの本質的施設である」と稱して極めてその意義を重大視するところであるが、これに相應してその内面的管理機構はファッシスト黨と密接な關聯を保持するものたらしめられ、黨の理事長が組織の總裁に任じてゐる。<sup>1)</sup>

なほ、勞働者の厚生に關する施設として伊太利勞働體制の一要素に數ふべきものに國營の國民ファッシスト社會保險事業、及び國民ファッシスト災害保險事業がある。

#### 四 結 言

伊太利勞働體制の基本精神並びに機構形態に於ける本質的徵象に關して概觀的考察を行つたのであるが、最後にこれに關する若干の要點を附言して置きたい。

第一は、ファッシズムの國家觀及び經濟觀に従つて、勞働精神の國家奉仕第一義性が強調されてゐる。これは國家を以て民族繁榮の手段と見る獨逸に於て、民族奉仕第一義性がとられてゐるのと異なる。なほ、ファッシズムに於ては、なるほど、個々の個人的利益本位の勞働精神が排斥されて、勞働の意味的價值づけに國家の利益が最後の基準となつてゐる。けれども、その國家の繁榮と世界の萬邦、諸民族の運命とが如何なる繋りを持つのであるかの點に於ては、その實を以て皇國に報ゆる勤勞を遙じてその意味を以

1) Heinrich, W., a. a. O. S. 53.

て上、陛下に仕奉し、大稜威を仰いで、八紘爲宇の肇國の大課題に翼賛し奉ることを究極目標とする我國勤勞精神の場合と異り、明皎々一點の疑義をもその間に止めざるが如きものが未だ充分に現はれていない。世界に對して自國の利益を本位とする立場をとる見地から更に一步高く成長する爲にファツシズム勞働精神に今一段の脱皮的鍛鍊が要らう。

第二に、經營內的勞資一體制の原理をとらざること全く我國及び獨逸と異り、經營外的社會過程に於ける勞資の階級的組織化をファツシズム勞働體制の基礎的機構にしてゐるのは、たとへそれがファツシズム以前の、自由主義及び社會主義に支配されたる社會狀勢の影響の殘渣であり、而して今これに對しては國家による兩階級の協力保全の爲の機構と精神とが完備してゐるにしても、全體主義國家の建前からいへば、伊太利勞働體制が持てる一の内面的弱點ではなからうか。

第三、勞働する人の國家的意義が確認されてその代表者が勞働體制の機構的形態の上で重要地位に置かれてゐることは、伊太利勞働體制の顯著なる特徴である。しかし、それが單なる階級的利益伸張を第一義原理とするに基くのでなく、且つ一方で又勞働體制全體を通じて強力なる黨政治力乃至國家強權が周到に貫徹してゐることは極めて注目し得る。

第四、勞働體制と經濟體制とがその統制機關の一元性を通じて、密接な内面的、有機的調和關係を維持する仕組になつてゐることは、我國及び獨逸の場合と比べて一の異色とせねばならぬ。

第五、國家が自らの責任に於て大規模の綜合的な勞働者厚生機關を持ち且つその原理的意義の重大性が政治の最高權者によつて強調されてゐることは、對勞働者教育殊に精神教育の重視されてゐることと共に、一特徴として指摘されねばならぬ。